

## 愛知地方労働審議会 第24回家内労働部会

日 時 令和8年2月19日(木) 午前10時30分～午前11時35分

場 所 KKR ホテル名古屋3階 蘭の間

出 席 者

( 公 益 代 表 委 員 ) 上野委員、水野委員、三田村委員

( 労 働 者 代 表 委 員 ) 川島委員、柴田委員、西尾委員

( 使 用 者 代 表 委 員 ) 古閑委員、杉山委員、角岡委員

( 事 務 局 ) 高橋労働基準部長、佐野賃金課長、佐藤主席賃金指導官、名倉課長補佐、松永専門監督官、白川賃金指導官、吉田賃金調査員

- 議 題 (1) 部会長及び部会長代理の選出について  
(2) 家内労働の現況について  
(3) 家内労働対策の基本方針に基づく取組状況について  
(4) 愛知県車両電気配線装置製造業最低工賃の改正について  
(5) その他

### 議 事

白川賃金指導官

それでは、これより愛知地方労働審議会第24回家内労働部会を開催いたします。

本日は、家内労働部会委員改選後の最初の部会になるため、部会長及び部会長代理が選出されるまでの間、事務局にて進行させていただきます。以降、着座にて進めさせていただきます。

本日の資料ですが、会議次第に合わせまして、資料目次記載の 1 から 10 を配付させていただきます。

また、別途資料として の愛知労働局に寄せられた家内労働の工賃に係る「労働局へのご意見」が1件と ～ の家内労働に係る冊子をお配りさせていただきます。

不足等はありませんでしょうか。よろしいでしょうか。

なお、本日の部会は公開となっておりますが、傍聴者の希望及び報道者の取材の希望がなかったことをご報告させていただきます。

続きまして家内労働部会委員のご紹介をさせていただきます。お手元の資料 1 をご覧ください。

ご審議いただく皆様の名簿となっております。名簿は敬称を省略し、五十音順にて掲載させていただいております。こちらで委員の皆様のお名前を読み上げ紹介とさせていただきます。

#### 白川賃金指導官

公益代表委員	上野千晴委員
	水野有香委員
	三田村泰和委員
労働者代表委員	川島一家委員
	柴田直子委員
	西尾清人委員
使用者代表委員	古閑賢三委員
	杉山景子委員
	角岡幹夫委員

です。以上となります。

続きまして、事務局として労働基準部長高橋、賃金課長佐野、主席賃金指導官佐藤、賃金課長補佐名倉、専門監督官松永、賃金調査員吉田、そして私、賃金指導官の白川が出席しております。どうぞよろしくお願ひいたします。

次に委員の出欠状況でございますが、公益代表委員は3名全員がご出席、労働者代表委員は3名全員がご出席、使用者代表委員は3名全員がご出席となっております。委員定数9名全員がご出席され、また、公労使各委員とも3分の1以上の委員がご出席されております。このため、資料2の7ページにあります地方労働審議会令第8条第1項に規定する定足数「全委員の3分の2以上又は各側委員の各3分の1以上の出席」を満たしていることを併せてご報告いたします。

それでは、愛知地方労働審議会第24回家内労働部会の開催にあたり、労働基準部長の高橋よりご挨拶申し上げます。

#### 高橋労働基準部長

皆様、おはようございます。改めて労働基準部長の高橋でございます。

本日はご多忙の中、また、このお寒い中、家内労働部会にお集まりいただきまして本当にありがとうございます。また、委員の皆様方におかれましては、日頃より労働基準行政の推進にご協力賜っておりますことにつきましても、この場を借りて厚くお礼申し上げます。

それでは、本会議の開催にあたりまして一言ご挨拶を申し上げます。

まず、家内労働に従事される方というのは、近年産業構造の変化に伴いまして年々減少しているところでございます。個人的な話をして恐縮でございますが、私の親戚も実は家内労働をやっておりまして、小学生の頃は夏休みを利用してよく手伝いに行っていたところですが、そういった家内労働自体が減少しているのは、個人的には寂しい気持ちはございますが、ただ一方で、愛知におきましては約6,700人の方、東京に次ぎまして2番目の数になりますので、こういった方々の働く条件というのはしっかり取り組んでいかなければならないところでございます。

後程事務局の方からご説明させていただきますが、今年度の当局における家内労働者の労働条件確保のための取り組み状況を説明させていただきたいと思っておりますので、どうぞ皆様方からご意見等々をいただければ幸いかなと考えております。また、本部会とは異なりますが、来年度は最低賃金の見直しの時期になっておりますので、こちらの方につきましてもスケジュールに関しまして後程説明させていただきたいと思っております。

限られた時間でございますが、是非とも私どもの来年度の施策に向けて、皆様方からもいろいろな意見を頂戴したいと思っておりますので、どうぞ本日はよろしくお願ひいたします。簡単ではございますが、私からのご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひします。

白川賃金指導官

ありがとうございました。それでは議事に入らせていただきます。

議題(1)「部会長及び部会長代理の選出について」です。

2ページの資料2をご覧ください。部会長及び部会長代理の選出につきましては、資料2の7ページにあります、地方労働審議会令第6条第4項において、「公益を代表する委員及び臨時委員のうちから、当該部会に属する委員及び臨時委員が選挙する。」と規定され、部会長代理につきましては、同条第6項により、「当該部会に属する公益を代表する委員又は臨時委員のうちから部会長があらかじめ指名する者」とされております。

愛知地方労働審議会におきましては、従来から公益代表委員の互選結果をご承認いただくことが慣例となっております。

今回もこの方法でご承認いただけますでしょうか。

( 公益、労働者、使用者各側委員の承認を確認 )

白川賃金指導官

ありがとうございます。それでは、選出方法につきましてご承認をいただきましたので、公益代表委員の互選結果をご報告させていただきます。

家内労働部会につきましては、部会長に、水野有香委員、部会長代理に、上野千晴

委員が選出されたとのこと報告を受けております。皆様ご承認いただけますでしょうか。

( 労働者、使用者各側委員の承認を確認 )

白川賃金指導官

ありがとうございます。ご承認をいただいたため、部会長及び部会長代理の席に名札を置かせていただきます。

事務局は、準備をお願いします。

( 事務局名札を設置 )

白川賃金指導官

それでは、水野有香部会長よりご挨拶を賜り、以降の議事進行をお願いしたいと存じます。よろしく願いいたします。

水野部会長

皆さんこんにちは、水野有香と申します。令和6年に6年ぶりの最低賃金の改定が行われました。その審議の前には現場で見学や体験をするという機会をいただきまして、委員間でも色々と共有ができました。そういった流れがあって、前回の改正では様々なご意見が出ましたので、今度の第15次の改正計画にも生かしていければと思っております。

近年物価が高騰する中で最低賃金に関しましては50円、63円というかたちで毎年大幅に引き上げられておりますけれども、この部会で議論します労働者は対象ではありません。家内労働の賃金は、労働組合の力も活動も及びにくく、愛知県でも最も弱い立場にある人たちの所得ということになります。

また隔年というかたちで改正が行われるといった点も踏まえまして、審議の中でも議論していきたいと思っております。

他方、物価高騰は企業にも大きな影響を与えておりますし、関税等の問題もありまして、企業の経営にとっても非常に大変な時代だと思っております。価格転嫁という面で見れば、十分にはまだできていないという結果も出ておりますし、そういった現状も踏まえる必要があります。

そして、今回紹介されます調査の結果、また社会の実態を踏まえまして、労働者側と使用者側双方にとってハッピーな着地点を考えていきたいと思っております。

令和7年度から第15次の改正施策の実施のために進めてきております。微力ではございますが最大の努力をしてみたいと思っておりますので、皆様のご協力を賜り

たいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。以後着座にて失礼いたします。

それでは、議事を進めてまいります。議題(2)「家内労働の現況について」に入ります。事務局から説明をお願いいたします。

佐野賃金課長

事務局からは私、賃金課長の佐野から説明させていただきます。説明に際しては着座にて失礼いたします。

まず家内労働の現況ということですがけれども、ちょっと現況に入る前に労働局に対する家内労働者からの意見が1件届いておりますので、冒頭にその紹介をさせていただこうかと思っております。別途資料というものがございまして、のところに労働局へのご意見がありますので、まずこれをご覧いただけたらと思います。

内容としましては、「内職で生計している者ですが、いつも最低賃金が上がったといわれる中、内職は労働でないのか賃金が上がる気配はありません。内職単価も最低賃金と並行して上がる仕組みにならないものではないでしょうか。」こういったご意見でございました。実際これは10月23日に届いたものですので、愛知県の地域別最低賃金の改正が10月18日でございましたので、こういったところの引上げ状況等を見て家内労働者の方がこういった声を上げてきたのかなというところがございます。冒頭でご紹介させていただきました。

続きまして本日配付させていただいた資料の説明ですが、資料1は委員名簿、2は関係法令ということであり、先ほどすでにご覧いただいております。資料3は地方労働委員会の組織図となっております。ここからが議題ということですが、資料の12ページの資料4の「令和6年度 家内労働の現況」をご覧下さい。例年、愛知労働局管内の家内労働の現状や家内労働対策の前年度の状況を、年度の初めに取りまとめて作成しております。

14ページからの「1 愛知県の家内労働」は、令和6年度の愛知県における家内労働の現状です。令和6年度の愛知県内には家内労働者に直接仕事を委託する委託者は342、家内労働者は6,482人、同居の親族で家内労働者の従事する業務を補助する補助者は253人となっております。前年比では委託者数は同じですが、家内労働者は481人減少、補助者は148人減少となりました。家内労働者・補助者を合計した「家内労働従事者」としては、前年比629人減少の6,735人となりました。家内労働従事者を性別で見ると、女性が5,730人と全体の88.4%を占めています。

家内労働従事者数は14ページの表1にもありますとおり減少傾向にあり、令和6年が過去最少となっており、全国の家内労働従事者数91,266人に占める割合は、東京都に次いで全国第2位となっております。

15ページの「図1」は、愛知県の地図に愛知県内における家内労働の地域的分布を示したものです。

尾張地方は毛織物、ニット、婦人服、三河地方は車両電気配線、がん具花火、瀬戸と常滑は陶磁器など、各地域の一般的な産業分布と同じような状況となっております。

16ページの図2は、令和6年度家内労働概況調査における業種別の家内労働従事者数を円グラフにしたものです。最も従事者数が多いのは「電気機械器具製造業」で1,103人、比率が16.4%となっております。次いで、「ゴム製品製造業」が964人、「繊維工業」が851人となっております。

16ページ中段からの「災害と疾病を防ぐ家内労働安全衛生指導員」の活動状況について、表2「愛知県内における家内労働による災害(疾病)発生状況(休業4日以上)」をご覧ください。家内労働の中には、プレス機器や研削盤、火薬、粉じん発散環境、有機溶剤や鉛などの危険・有害作業も行われています。

この表2は、過去に発生した災害や疾病の一覧ですが、中にはプレスで打ち抜いて負傷とか後遺症を伴う重篤な災害も認められます。家内労働者において万が一災害が発生した場合は、家内労働死傷病届を提出することになっております。表の最下欄に記載された平成30年3月発生のプレス災害以降、家内労働死傷病届の提出はなく災害発生は把握されていません。

17ページをご覧ください。厚生労働省では、家内労働者の安全の確保及び健康の保持に資するため、家内労働安全衛生指導員制度を設け、都道府県労働局に同指導員が配置されております。令和6年度、愛知局においては、3名を指導員に委嘱し、委託者及び家内労働者を訪問し、個別指導を行いました。

指導員訪問時には、お手元に配付した別途資料の「家内労働のしおり」や、別途資料の「災害防止対策ガイドブック」を持参し、懇切・丁寧に説明を行って、内容をご理解いただいているところです。

令和6年度の家内労働安全衛生指導員の活動状況を、17ページの表3として掲載しております。過去3年間に指導員による指導を行っていない委託者を対象として、動力を用いる織機及び縫製にかかわる作業、陶磁器製造にかかわる作業など、危険有害業務を有する委託者を中心に39件訪問いたしました。

この指導内容のところで、帳簿の備え付けであったりとか、家内労働手帳の記載であったりとか、そういうところの指摘事項が多いのですが、ここで指導をさせていただいたものについては、ちゃんと対応しますよということで、しっかり直していただくように指導しているところです。

続きまして家内労働手帳と委託状況届について説明させていただきます。別途資料の「家内労働のしおり」の5ページをご覧ください。委託者・家内労働者間の無用の紛争を防止するため、委託者は、家内労働者に家内労働手帳を交付し、委託をする都度、必要事項を記入しなければならないと定められています。また、「基本委託条件の通知」をモデル様式として普及も図っております。

次に、委託状況届です。「家内労働のしおり」の18ページをご覧ください。

委託者は、家内労働法にいう委託者になった場合には遅滞なく、それ以後は毎年4月1日現在の状況について4月30日までに、委託業務の内容、家内労働者数などを記入した委託状況届を、委託者を管轄する労働基準監督署に提出しなければならないこととされています。

続いて、帳簿です。「家内労働のしおり」の19ページに、「委託者は、家内労働者ごとに、氏名や工賃支払額など、必要な事項を記入した帳簿を作って、備え付けておかなければなりません」と記載があり、帳簿が必要となります。

同ページには、先程説明しましたが、家内労働者において災害が発生して4日以上休業した場合等に労働基準監督署へ提出する必要がある「家内労働死傷病届」の様式が記載されています。

次に、先程の資料 4の「家内労働の現況」にお戻りいただき、17ページの「3家内労働者の労災保険」について説明させていただきます。

家内労働者は、労働基準法における労働者ではありませんので、工作中的負傷や有害物質に暴露したことによる疾病などがあっても、労働者災害補償保険の補償の対象にはなりません。

この点について、厚生労働省では、中小事業主の特別加入や建設現場等の一人親方などと同じような仕組みで、家内労働者においても特別に労働者とみなして補償する制度である「特別加入制度」を設けております。

加入手続きは、家内労働者の団体を作り、その団体を事業主とみなして、愛知労働局長が家内労働者団体として認可した場合に、団体の構成員である家内労働者が、その団体を通じて特別加入できる制度になっています。

愛知県の場合、17ページの表4にありますとおり1団体、9人の加入にとどまっております。9人のうち1人は補助者の加入です。

説明は以上となります。

水野部会長

ただ今事務局から説明がありましたが、何かご質問、ご意見等がありますでしょうか。

( 質問等の有無を確認 )

水野部会長

よろしいでしょうか。

それでは、ご質問等が無ければ、議題(3)「家内労働対策の基本方針に基づく取組状況について」に入ります。

事務局から説明をお願いいたします。

佐野賃金課長

家内労働対策の基本方針について、説明させていただきます。

資料の19ページからの資料 5の「令和7年度家内労働対策の基本方針」及び「令和8年度家内労働対策の基本方針(案)」をご覧ください。毎年、基本方針を年度当初に策定して、家内労働対策を推進しております。本年度は19ページの基本方針1から3に基づいて実施いたしました。来年度も同じく基本方針1から3に基づいて実施する予定です。

1の家内労働法の周知・広報の実施についてご説明いたします。

につきましては、把握する全ての委託者に対し、郵送にて委託状況届出様式及び関係リーフレット等を送付しており、愛知労働局HPにも届出様式を掲載しております

から までについては、別途資料 の「災害防止対策ガイドブック」の最後31ページをご覧ください。

「家内労働あんぜんサイト」により、周知啓発を行い、同サイトには都道府県労働局・監督署の連絡先リンクを掲載してありますので、個別の相談・申告事案がありましたら的確に対応できるようになっております。

次に、先程の資料 5の「令和7年度家内労働対策の基本方針」及び「令和8年度家内労働対策の基本方針(案)」にお戻りいただき、2の最低賃金の改正等についてご説明いたします。

資料22ページの資料 6、これが昨年度この部会でご審議いただいた「第15次最低賃金新設・改正計画」ですが、冒頭、高橋部長からも話がありましたとおり、令和8年度、来年度中に「愛知県車両電気配線装置製造業最低賃金」の金額改正に係る諮問及び審議を行う予定であり、その基礎資料となる実態調査を本年度に実施しました。

その調査結果を資料28ページの資料 10としてお配りしております。これについては後ほど、ご説明させていただきます。

なお、本年度の実態調査では、昨年度、この家内労働部会の場で、水野部会長からご意見をいただきました多言語に対応した調査票について、それに対応したものを資料50ページの参考として添付させていただいています。今回の調査ではポルトガル語の調査票を作成し、依頼をさせていただきました。実際にポルトガル語の調査票を利用し、回答された家内労働者は5名いらっしゃいました。

3の安全衛生の確保につきましては、先ほど家内労働安全衛生指導員の活動の中で説明させていただきましたとおり、令和8年度についても引き続き、家内労働者の安全衛生の確保及び健康保持を的確に指導を実施していく方針でございます。

説明は以上です。

水野部会長

ただ今事務局から説明がありましたが、何かご質問、ご意見等はありませんでしょうか。

( 質問等の有無を確認 )

水野部会長

よろしいでしょうか。それでは、ご質問等が無ければ、議題(4)「愛知県車両電気配線装置製造業最低工賃の改正について」に入ります。

事務局から説明をお願いいたします。

佐野賃金課長

資料22ページの資料6の「第15次最低工賃新設・改正計画」をご覧ください。厚生労働省では、3年を一つの期間として定める最低工賃新設・改正計画に基づき、最低工賃の見直しを行っております。現在、愛知労働局においては「愛知県車両電気配線装置製造業最低工賃」が設定され、令和7年度から令和9年度の「第15次最低工賃新設・改正計画」を定め、同最低工賃の工賃改正を行う予定としていただいております。

同最低工賃は、資料24ページの資料7のとおり令和6年8月2日に改正され、今年度令和7年度は、「第15次最低工賃新設・改正計画」により、家内労働実態調査を行いました。

資料26ページの資料8の「愛知県車両電気配線装置製造業最低工賃改正状況の推移」と資料27ページの資料9の「最低賃金引上状況等の推移(愛知)令和7年度版」も参考にしてください。

ちなみに資料8には、最低工賃の改正推移が書いてありますけれども、1時間当たりの金額に換算した工賃額と、その年に改正された最低賃金額との比較が載っているものです。

資料9は愛知県最低賃金の推移と、下の方には特定最低賃金、今改正が行われている業種は鉄鋼業と輸送用機械器具製造業ですけれども、直近では12月16日に改正されておりますので、そういったところの推移が資料9には書いてあります。

家内労働実態調査を行った結果が資料28ページの資料10「愛知県車両電気配線装置製造業家内労働実態調査結果報告書」となります。

31ページをご覧ください。家内労働実態調査は、車両電気配線装置製造を行っている全10委託者に対し調査票を送付したところ、8社から回答があり、そのうち1社は委託しておりませんでしたので、7委託者が確認され、仕事を受託している家内労働者は339人であり、そのうち287人が各種車両電気配線装置の単一業務及び複合業務に従事する家内労働者の数であり、さらに287人のうち最低工賃

が適用される単一業務に従事する家内労働者は105人いることがわかりました。

33ページの第5表をご覧ください。1か月当たりの平均工賃額は38,210円で、前回改正前の令和5年度の34,567円に比べ3,643円増加しております。

34ページの第6表をご覧ください。発注元から委託者への工賃単価は「上昇した」が57.1%、「横ばい」が42.9%、「下降した」が0%であり、上昇したとする者の平均上昇率は4.25%でした。第7表をご覧くださいますと、委託者から家内労働者に対する工賃単価は「上昇した」71.4%、「横ばい」28.6%であり、家内労働者への工賃を下げた委託者はなく、工賃単価を引上げ、あるいは維持している状況が見受けられました。

最低工賃適用業務の工賃額の上昇率について、まずは資料9の「最低賃金引上状況等の推移（愛知）令和7年度版」にお戻りいただき、愛知県最低賃金を見ますと、令和5年度の1,027円から令和6年度の1,077円と50円、4.87%の上昇、令和6年度の1,077円から令和7年度の1,140円と63円、5.85%の上昇となっておりますが、36ページの第10表の最低工賃適用業務従事者の1か月あたりの平均工賃月額が30,390円で、令和5年度は29,289円でしたので、1,101円、3.76%の上昇でした。

今ご説明申し上げました状況を総合的に勘案しまして、愛知県車両電気配線装置製造業最低工賃の改正決定について審議していただくことが適当であると判断し、令和8年9月頃に愛知労働局長から愛知地方労働審議会会長宛に改正諮問を行う予定をしております。

改正諮問が行われた後に開催されます令和8年度第1回愛知地方労働審議会において、最低工賃の改正審議を行うための最低工賃専門部会の設置等についてご審議いただき、決議後に令和9年1月頃に設置されます専門部会において工賃改正の金額審議をいただきまして、答申後の異議申立て手続き等を行い、官報公示の手続きを経て、令和9年3月発効ということを用意しています。公示されましたら車両電気配線装置製造業の全委託者を始め、経営者団体、自治体等、幅広く周知広報していく予定です。家内労働者に仕事を委託している委託者のほとんどが下請け事業者になると存じますので、経営者団体等を通して、工夫を凝らしながら周知広報に努めてまいりたいと思います。

説明は以上です。

水野部会長

ただ今事務局から説明がありましたが、何かご質問等はありませんでしょうか。

( 異議なしを確認 )

水野部会長

よろしいでしょうか。

それでは、ご質問等が無ければ、愛知県車両電気配線装置製造業最低工賃の改正諮問が予定通り令和8年9月頃になされた場合には、その後に開催されます令和8年度第1回愛知地方労働審議会において、同最低工賃専門部会の設置等について審議していただき、決議後に設置されます同最低工賃専門部会におきまして今後改正最低工賃について審議される予定となりますので、ご承知いただきますようお願いいたします。

それでは、最後の議題(5)「その他」に入りますが、労使各側から、その他何かございますでしょうか。

( 労働者代表委員、使用者代表委員に確認 )

川島委員

労働組合の組織されております連合愛知の川島です。ご説明ありがとうございました。そうした中で私ちょっと感じたことがありましたのでご質問をさせていただきます。

家内労働、いわゆる労働者ですね、委託業者からお仕事を受けて業務をされていると思うのですが、労働者という立場からいきますと色々働いているうえで起こることが多々あるということは容易に想像ができます。労働組合というものがありますとそこを通じて会社側に物言いをしていくわけですが、冒頭部会長からも挨拶がありましたが、この家内労働の方がほぼ労働組合が無いのかなというふうに思います。

そうした中でご意見をする場合には委託業者に直接ものを言うことは難しいと思われるので、厚生労働省とかそういうところにホームページとかに対してご質問をするのかなと、そこで何とか解決を図っていただきたいというのがあると思います。

資料の中で21ページの1番ですけれども、家内労働法の周知、広報の実施というところで、この周知に関しましては委託業者にお願いをしているのかなというふうに読み取れます。この から までこういった整理がありますよというのは委託業者が家内労働者のかたに対して周知をしていくと思っているのですけれども、それがしっかりとできているのかなというところが一つ質問であります。

もう一つは、働いている側が意見をする際に別途資料の1番ですね、こちらも紹介をいただきましたけれども、このような感じで質問をされております。このご紹介はあったのですが愛知労働局としてこの質問を受けた際にどのようにご回答されたの

かというのを一つお聞かせいただきたいと思います。以上2点ですがよろしくお願いいいたします。

佐野賃金課長

後段の質問から回答させていただきませけれども、匿名でのご質問という形になってくると、こういう意見をいただいたとしても、直接その方にお返事を返すことは、なかなか難しいところがございます。ただ家内労働法において、家内労働者は労働者と同じように保護されるべきところは当然ございまして、各種申告制度とか相談対応とかも労働基準監督署で行っております。私共は色々な説明会とかの場でも、そういったところの制度については申し上げておりますし、ホームページでも周知しています。私自身も以前監督署で勤務しているときは、家内労働者の方や、逆に委託している方から、こういった工賃の支払いとかどうかみたいな基本のご相談も受けたことがありますので、基本的には所轄の監督署が、そういったことの機能を果たしていると思います。しかしながら、一般の労働者と比べてやはりその辺の認知というか、家内労働者が直接監督署に相談というところは一般の労働者と比べて数が少ないなというところはございます。我々としても色々発信する場はございますので、家内労働者も保護対象にはなってきますので、そういうところを周知していけたらなとは思っております。

高橋労働基準部長

ちょっと若干補足させていただきますと、今おっしゃられたみたいに、周知をいかにしていくかというのは非常に重要な問題だなと思っております。そのところにつきましては先ほど課長の方から説明しましたように、ホームページとかそういったところで周知しておりますが、それに合わせまして17ページのところで、先ほども説明させていただきましたが、家内労働安全衛生指導員というものが各訪問先を回っております。

ホームページとか色々な所で周知することに加え、やはり直接委託者のところに行き、しっかりと現行法令を守っていただくことを指導するのが重要だと思っておりますので、今後ともこういう活動はしっかりとやっていきたいと思っております。また、この家内労働安全衛生指導員というのは、委託者だけではなく、委託者の話を聞いて、おやっと思ったところに関しましては家内労働者のところにも直接お話を聞くようなこともしておりますので、そういったことをすることによってしっかりと家内労働者の声は拾っていきなと思っております。

先ほどの個別の意見に関しましては、これは来年度最低工賃の改定に向けまして当然ながら最賃との均衡を図ったうえで最低工賃が設定することになりますので、この意見については間接的には必ず反映されるものかなと思っているところでございます。

水野部会長

よろしいでしょうか。

古閑委員

すみません、使用者側ですけれども、先ほどのご説明ありがとうございます。

使用者側としては、家内労働、地域産業を支える重要な主要形態と考えております。引き続きこういったかたちで維持発展ということで家内労働者と委託者共に無理なく続けられる仕組み作りが今後必要だと認識しておりますので、今年また改正ということになりますけれども、色々こちらの方も無理なくということもありますけれども、続けられたらと考えていますのでよろしく願いいたします。

水野部会長

他に何かよろしいでしょうか。

西尾委員

トヨタ労連の西尾と申します。ちょっと実施のところで勉強のためにも教えていただきたいのですけれども、家内労働者というかた自体が、通常の企業間でいう一企業ということではないと思うので、どういう位置づけになっているのかということだと思っておりますけれども、それによって通常の企業であれば、例えば価格転嫁についても直接この家内労働者のかたが何か部材を仕入れるということではないと思うのですけれども、エネルギー等含めて何らかの負担があるということからすると、この価格転嫁みたいところで反映すべきということはあるのではないかと申すのですけれども、その辺が何か通常の一仕入先の企業と家内労働者というところの違いというところが何か明確にあるものなのかということが知りたいのですけれども。

佐野賃金課長

ちょっと的確な回答になるかどうか分かりませんが、まず委託者から家内労働者に部材を提供して、家内労働者はその提供された部材を使って加工し、それをまた委託者に戻して工賃が発生するというものです。家内労働者が自ら何かを仕入れてではなく、提供されたものを工作してそれに対する工賃が発生するというところですので、

確かに家で作業をしますのでその暖房とか電気代はあるのかもかもしれませんけれども、そこはちょっと私どもがこういった状況なのか把握はしていませんけれども、物価上昇等の関係、そこの兼ね合いもありますので、そういったところに伴っての改定という観点もあろうかと思えますけれども、価格転嫁の部分についてはなんともお答えがしにくいところでございます。

高橋労働基準部長

すみません、ちょっと補足させていただきますと、家内労働者とはなにかということからまず始まるのかなと思えますけれども、家内労働者は我々のような労働者ではありません。

家内労働者というのは家内労働法で定義されております。2ページのところを見ていただきますと、家内労働法の抜粋でございますけれども、家内労働法によって家内労働者というのを位置付けておりまして、こちらで保護するとなっております。基本的には労働基準法とほぼ同じ様な構成になっておりまして、労働基準法は賃金になっておりますが、家内労働法に関しましては工賃というのがそれにあたるものです。中には工賃を適正に支払わないとか、先ほど課長の方からも説明がありましたとおり、委託状況届の提出の義務づけとか、例えば、書面でしっかり明記されていないことが原因で、1個1円でやると思っていた内職が、実際支払いの時に50銭だったとかというようなトラブル防止するために家内労働手帳の交付が義務付けられたりといったことが法律に定められておりますので、我々としてはまず工賃はしっかり労使間で決められたものは支払われてくださいといった指導しており、これが大原則になっております。

あと、賃金につきましては最低賃金がありますが、工賃に関しましても最低工賃というものがあまして、ただすべての職種をカバーしているわけではないのですが、実質上は最低工賃が決められていない職種におきましても、最低賃金を踏まえたかたちでなければ、要は内職を行っていても効率が悪いというようなことになれば、今人手不足の状況でございますので、家内労働者ではなく、労働者として働くという方向性でどんどん人が流出するというということもあり得ますので、多くの会社さんというのはある意味最低賃金を意識したうえで工賃というのを決められているのかなと考えているところでございます。

いずれにしましても私どもとしましては決まった工賃が、これがしっかり支払われないということが大きな問題だと思っておりますので、そのところは引き続きしっかりと目配りしたうえで、先ほど申し上げましたように必要に応じて家内労働者のかたからも意見を聞いたうえでしっかりと労働条件の確保を図っていきたいと考えているところでございます。

水野部会長

ありがとうございます。他にはいかがでしょうか。

柴田委員

先ほどのお話を受けて家内労働安全衛生指導員という方が3名いるということなのですが、委託者が340人存在する中でこの3名というのは適切な人数なのか、今後増えていくのか、今の話の中でも、もし委託者に指導に行った先で、またお安いところがあれば家内労働者に話を聞くというトラブルがあった場合、3人では足りないのかなという想像がつくのですが、その辺足りているのか今後の数を教えていただけたらと思います。

高橋労働基準部長

仰られる数が多いに越したことはないのですが、ただ私どもとしましては、どうしても訪問件数が限られていますので、なるべく行くにふさわしい、問題がありそうなところをピックアップしてやっておりますので、何とか現行の人数でやっていきたいなと思っております。さらに言うと、委託者が340で、去年は39ですが、毎年40前後でいきますと率にしますとすべからく回っても10年で1回になります。ただ先ほども申し上げましたように問題がありそうなところを中心に訪問させていただいて、ある程度はカバーしきれているかなという感じで思っています。引き続き効果的な指導にしっかりと努めていきたいなと思っております。

水野部会長

他にはいかがでしょうか。

私から一つだけお聞きしてもよろしいでしょうか。

資料3のパンフレットで2次元コードからも情報がとれるというお話がありましたけれども、簡単な内容についてでも多言語化されているのでしょうか。先ほど調査では愛知局で多言語化対応してくださったとのことでしたが、このパンフレットはたぶん全国共通なので、そういった取り組みがなされているのかお聞きしたいと思います。

高橋労働基準部長

多分おそらく多言語化のパンフレットはないと思います。先ほどの家内労働の実態調査表も昨年度水野部会長と一緒に、ある会社さんのところに行ったら、内職を行っている方は、日本人ばかりかと思っていたらポルトガル語を母国語とする外国人のかたもおられるということその時に把握しました。こうした状況を踏まえ、実態を調査するのであるならばということで、私どもの職員の中にポルトガル語ができる方がおられまして、その人に作ってもらったという経緯でございます。

こちらのパンフレットは本省の方で作っておりまして、これは全国の話でもありま

すので、今日部会でこういうお話しがあったということに関しまして本省の方に伝えていきたいと思えます。

実態としてどういった言語の方がおられるのかによっても作る冊子の種類が違うのかなと思っております。ポルトガル語を母国語とする方が多いということで今回ポルトガル語を作ったところがございますが、こういったご意見があったことに関しましては本省のほうに伝えていきたいと思えます。

水野部会長

はい、ありがとうございます。ポイントだけ多言語で紹介したサイトがあるとよいと思えます。視察した際に、SNS 経由で仕事の情報を得ているという話がありましたので、情報の周知がしやすいでしょうし、サイトですとそのまま検索もできますので、ご検討いただければと思えます。

ではよろしいでしょうか。では事務局から何か、連絡等ありますでしょうか。

佐藤主席賃金指導官

事務局からご案内申し上げます。来年度の家内労働部会につきましては、現段階では令和9年2月頃開催したいと思っております。改めまして本年12月頃に日程調整等のご連絡をさせていただくこととなりますので、その時はよろしく願ひいたします。

なお、来年度の最低工賃専門部会委員につきましては、令和8年度第1回愛知地方労働審議会において、改めて委員の指名をさせていただきますので、よろしく願ひしたいと思えます。以上です。

水野部会長

ただ今の事務局からの連絡に対し、何かご質問等はございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、閉会にあたり労働基準部長よりご挨拶がございます。

高橋基準部長

本日は色々ご意見をいただきましてどうもありがとうございました。繰り返しになりますが、来年度は最低工賃の改定の時期にもなりますし、家内労働者の方は愛知は全国で2番目という数の方がおられますので、そういった方々の労働条件をしっかりと確保していきたいと思っております。今後とも皆様方のご協力を賜りながら進めていきたいと思っております。本日は本当にありがとうございました。今後ともどうぞよろしく願ひ申し上げます。

水野部会長

ありがとうございます。それでは、以上をもちまして第24回家内労働部会は閉会といたします。本日はお疲れ様でした。ありがとうございました。

白川賃金指導官

それでは、第24回家内労働部会は閉会いたしました。

委員の皆様方のご退出をお願いいたします。

(令和8年2月19日) 愛知地方労働審議会第24回家内労働部会議事録